

日米貿易協定の米国輸入時の手続について

米国税関当局 (CBP: Customs and Border Protection) の発表 (2020 年 1 月 2 日) によれば、米国への輸入において日米貿易協定の特恵税率を適用するための手続については、概要、以下のとおりとされています。

- ・ 2020 年 1 月 1 日から 1 月 13 日までは、日米貿易協定の原産品についても (通常の) 関税を支払った上で、1 月 14 日以降、遡及的に日米貿易協定の特恵税率の適用と還付を要求する必要がある。
- ・ 1 月 14 日以降、日米貿易協定の特恵税率の適用を要求する場合、申告 (Entry) 時に原産品の関税番号の先頭に (日米貿易協定を表す) 「JP」を付す必要がある。
- ・ 追加的なガイダンスは、可能な限り早期に公表予定。

詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.cbp.gov/trade/free-trade-agreements/japan>

(以上)